

1 実施計画の趣旨

平成24年1月に策定した「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」に掲げた目標を実現するため、具体的な事業や取組を取りまとめ、同年3月に「実施計画」を策定した。

○目標

震災以前の安全・安心なみやぎの再生 ～年間放射線量※1ミリシーベルト以下の県土づくり～
これまでに誰も経験したことのない未曾有の原子力災害に正面から向き合い、震災以前の安全・安心なみやぎを再生するために、県は市町村・民間団体・県民と一体となって、目標達成に向けて取り組んでまいります。

※目標の「年間放射線量」は「追加被ばく線量（外部被ばくをいい、自然及び医療由来の放射線を除く。以下同じ。）」を意味する。

○目標達成のための基本的視点

(1) 不安解消のための徹底した対応 ～県民の目線に立った対応～

- ・監視・測定機器の増強や検査対象品目の拡充により、きめ細かな測定を行うとともに、測定結果を迅速に公表します。
- ・住民が持ち込んだ家庭菜園等の農産物を測定するための体制整備に努めます。

(2) 徹底した放射線低減化システムの構築 ～年間放射線量1mSv以下の目標達成～

- ・放射線低減化システムを構築し、生活環境から放射性物質を除去するとともに、県民への周知を図ります。

※放射線低減化システムの流れ



(放射性物質の除去) (生活環境から隔離) (焼却等による容積の減少) (遮へい・埋却)

- ・5年以内の目標達成を目指し、汚染状況重点調査地域を中心に市町村と一体となって除染を推進します。
- ・汚染稲わら等の処理については、国の方針に基づき適正な処理に努めます。

(3) 県民の放射線・放射能に対する科学的知見の涵養 ～『確かな情報・確かな知識』～

- ・放射線・放射能に対する情報を県民一人一人が正確に理解できるよう、セミナー開催や出前講座の実施のほか、あらゆる機会を通じて、正しい知識の普及啓発を図ります。

2 計画の期間

今回の原発事故による被害の全容はまだ明らかになっておらず、その収束を見通すことが困難であるため、計画期間を3年間とし、平成23年度から25年度までを第1期と定めた。

3 計画の改訂

実施計画策定以降、県では、平成24年4月の食品の放射性物質に係る基準値の設定等を踏まえ、食品等の検査体制、空間放射線線量のモニタリング体制を強化するとともに、市町村が行う除染対策に対する支援等を行っている。

また、風評被害に対しては、早期の損害賠償に向けた取組はもちろんのこと、農林水産物の安全性のPRや観光客の誘致、牧草やしいたけの生産再開に向けた取組も行っているところである。

今後も、こうした事業・取組について、被害の実情や県民のニーズ、国の制度創設等の状況を踏まえて、適宜適切に見直しを行いながら、引き続き総合的に推進していくこととしており、今回、平成25年度当初予算の編成を踏まえ、改訂版を策定したものである。

4 計画の構成

【7つの個別取組】

第1「放射線・放射能の監視・測定」

空間放射線線量の常時測定、飲食物・学校給食等の放射性物質濃度の検査 等

第2「健康不安への配慮」

健康影響に関する有識者会議の開催、住民・市町職員向け講習会の開催 等

第3「汚染・被害の拡大防止」

除染及び食品等の放射性物質の新基準値に対応した検査による汚染の拡大防止、出荷制限による減収等に対する金融支援やイベント・PR等を通じた経済的被害拡大の防止

第4「放射線線量低減化対策」

除染の推進体制の整備、市町村が行う除染への各種支援、県有施設等の除染

第5「汚染物・廃棄物の処理」

国・市町村と一体となった処理の促進による徹底した放射線低減化システムの構築

第6「損害への対応」

県民会議を通じた情報の共有化、民間事業者等に対する損害賠償請求支援 等

第7「正しい知識の普及・啓発」

専門家によるセミナー・相談会の開催等を通じた県民の放射線等に対する科学的知見の涵養

施策体系

個別取組方針

主な事業・取組など

第1 放射線・放射能の監視・測定 P.6		・放射線・放射能測定計画の策定（放射線・放射能の計画的・体系的な測定を実施するための測定計画の策定）
	1 空間放射線線量のモニタリング P.7	・モニタリングポストによる常時測定（24時間連続測定し自動でデータを送信するモニタリングポストによる常時監視）
	2 放射性物質のモニタリング P.10	○ 児童福祉施設等給食安全・安心対策事業（給食一食全体の事後検査） P.17 児童福祉施設等で提供される給食一食全体の事後検査の実施及び市町村が検査機関に委託して実施する検査費用への補助
第2 健康不安への配慮 P.24		・放射線健康対策事業（住民・市町村職員向けの講演会の開催、検診の受診勧奨等）
第3 汚染・被害の拡大防止 P.25	A 放射性物質汚染の拡大防止	
	1 空間放射線線量の低減化 P.25	・除染対策支援事業（市町村と一体となった除染の推進） ※第4 放射線線量低減化対策を参照
	2 飲食物による放射性物質汚染の拡大防止 P.26	・食品衛生法上の基準値等を超過した場合の出荷自粛要請等の対策（速やかな出荷自粛等の要請、出荷制限指示等の徹底）
	B 経済的被害の拡大防止	◎ 販路回復支援事業（販路開拓・取引拡大等に向けた支援） P.32 商工業者の販路回復・拡大のために中小企業支援団体が開催する商談会等に対する経費の補助 ◎ 林産物放射性物質対策事業（汚染ほだ木等の撤去集積、特用林産物の生産再開支援） P.35 汚染ほだ木等の撤去集積に係る経費の助成、特用林産物生産の経営再開のための原木等購入や施設整備に対する支援（平成25年度は露地栽培から施設栽培への転換を支援） ◎ 水産都市活力強化対策事業（県産水産加工品等水産物の販売強化） P.35 生産者による販売への支援、中央卸売市場（大阪、名古屋等）での展示会の開催
	1 金融・経営支援 P.31	◎ 農産物の放射性物質吸収抑制対策（農地土壌からの農産物の放射性物質吸収抑制対策の支援） P.37 加里肥料等の施用、反転耕、深耕等の対策経費の助成（平成25年度は対象事業主体、対象地域を拡大） ◎ 森林除染実証事業（森林における空間放射線量の測定） P.38 森林やほだ場における空間放射線量の測定と適切な除染の実施（平成25年度は除染効果の確認と竹林における除染技術の実証）
	2 技術支援 P.36	◎ 宮城県産品風評対策強化事業（県産農林水産物等のPR） P.42 県産農林水産物等の安全性について、新聞広告・テレビCM等を活用した広報、知事のメッセージ・生産者のインタビューを収録したDVDによる情報発信（平成25年度は主要地方紙等を通じた全国展開を実施） ◎ 外国人観光客災害復興緊急誘致促進事業（外国人観光客の誘致促進） P.46 海外で開催される観光展への出展、旅行会社やメディア等の招請による海外に対する正確な情報の発信等
	3 情報発信等 P.41	
第4 放射線線量低減化対策 P.49	1 推進体制の整備 P.49	・除染対策支援事業（除染アドバイザーによる技術的助言）
	2 市町村が行う除染への支援 P.50	・除染対策支援事業（除染支援チームの派遣、除染対策連絡調整会議の運営）
	3 県有施設等の除染 P.52	・県有施設等の除染事業（森林公園ほか）
第5 汚染物・廃棄物の処理 P.53		・放射性物質汚染廃棄物処理事業（放射性物質で汚染された廃棄物の、国、市町村等と一体となった適切な処理の推進）
第6 損害への対応 P.56		◎ 民間事業者等に対する損害賠償請求支援（研修会、個別相談会等の開催等） P.57 損害賠償の基礎知識や事例についての研修会及び弁護士による個別相談会の開催（平成25年度は各広域圏で研修会等を開催）
第7 正しい知識の普及・啓発 P.58		・放射線・放射能広報事業（セミナー・相談会の開催、パンフレットの作成、ホームページ等の活用）

※主な事業・取組の◎青字は平成25年度に新たに取り組む事業（取組を拡充するもの、新たな段階に進むものを含む）
○青字は実施計画に新たに掲載する事業（平成24年度補正予算事業等）